

委託（単価）契約書（案）

北海道（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 委託者は、網走家畜保健衛生所BSE検査室庁舎敷地除排雪業務（以下「委託業務」という。）の処理を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

（処理の方法）

第2条 受託者は、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結の翌日から平成31年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務の単価は、次のとおりとする。

トラクターショベル（ホイール型 11t 級(BS2.0 m ³)以上、 排出ガス第2次基準値以上適合車)	1時間当たり金	円
ダンプトラック（10t 以上）	1時間当たり金	円

上記価格に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加算する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務従事者等）

第7条 受託者は、委託業務の処理について使用する従業員及び主任者を定め、委託者に通知するものとする。従業員及び主任者を変更した場合も、同様とする。

2 主任者は、委託業務の処理について監督等に当たるものとする。

（調査等）

第8条 委託者は、委託業務の処理について随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき必要な指示をすることができる。

（報告義務）

第9条 受託者は、業務委託を処理したときは、速やかに作業日報を委託者に提出するものとする。

2 受託者は、委託業務処理中に事故が発生した場合は、直ちに委託者に報告し、その指示を受けるものとする。

（危険負担）

第10条 前条第2項に係る費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第11条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分のそれぞれの単価に運転時間の計（当該運転時間数に端数が生じたときは、翌月に繰り越すこととし、平成31年3月分運転時間に端数が生じたときは、その端数を時間計算した時間）を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、当該金額の100分の8に相当する消費税等の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「委託料」という。）を請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該

委託料を支払うものとする。

- 3 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
- 4 委託料の支払場所は、北海道オホーツク総合振興局出納員の勤務の場所とする。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (3) 第2項に規定する理由によらないでこの契約の解除の申出をしたとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- 2 委託者は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

- 3 受託者は、委託者の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第12条の2 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第16条の2において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第16条の2において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第16条の2において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り

消されたときを含む。)

- (3) 受託者が、排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであっても当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提訴されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提訴されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提訴されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提訴されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提訴された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提訴されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提訴されなかった等の場合、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は北海道財務規則(昭和 45 年北海道規則第 30 号)第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。))。
- (6) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条(独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

第 12 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 12 条第 1 項の規定により、この契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

(損害賠償)

第 13 条 受託者は、その責めに帰すべき理由により業務委託の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠

償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

第13条の2 受託者は、この契約に関して、第12条の2各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の委託料の合計額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない委託料に係る賠償金については、当該委託料が確定した都度、前項の規定中「毎月の委託料の合計額」とあるのは「毎月の委託料」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 委託者は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

5 委託者は、受託者に支払う委託料と、第1項、第2項及び第3項の賠償金をそれぞれ相殺することができる。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第15条 この契約について訴訟等の生じたときは、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。


(契約に定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、委託者と受託者の両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 北 海 道

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二 

住 所

受託者 氏 名 